



セーブ・ザ・チルドレン
まなび・体験ファンド 第3回

募集要項

申請締切：2025年4月13日（日）

2025年2月
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

もくじ

1. はじめに	2
2. 本ファンドの概要	2
3. 対象となる団体	3
4. 対象となる事業	3
5. 申請要件	4
6. 採択団体数	5
7. 支援内容	5
8. 審査方法	5
9. 審査基準	6
10. 申請手続	6
11. スケジュール	6
12. 留意事項など	7
13. 問い合わせ先	7

1. はじめに

セーブ・ザ・チルドレンは、子ども支援活動を行う、民間・非営利の国際組織です。現在、日本を含む世界約120ヶ国で子ども支援活動を展開しています。日本では、1986年にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが設立され、国内外で、行政・地域と連携し、子どもたちとともに活動を行っています。国内では、子どもの貧困問題解決や子どもの権利を社会に広げるための事業のほか、災害時の緊急・復興支援を通して、子どもの権利を保障する活動を行っています。

子ども期に、学習に限定されない幅広い「まなび」や豊かな体験活動を経験することは、子どもの主体性や社会性を高めたり、心身を育んだり、自己肯定感を培ったりする上で重要です。しかし今、物価高騰、相対的貧困などの影響もあり、子どもが日常から離れた場で未知の体験をしたり、さまざまな大人や友だちと触れ合い、多様な人間関係を持ったりする機会が減っています。特に、経済状況をはじめさまざまな困難が伴う世帯においてその傾向が際立っています。

このような状況を踏まえ、セーブ・ザ・チルドレンは、子どもに向けてまなび・体験の機会を提供する地域の非営利団体を応援する「セーブ・ザ・チルドレン まなび・体験ファンド」を2023年より実施しています。長期休みがあり体験機会の差が生まれやすい夏の時期に、子どもたちが遊びや活動、新しいもの、未知のものに触れたり、まなんだりする機会をより多く実現し、子どもの育ち、まなび、遊び、参加などの基本的な権利が守られることを目指しています。

2. 本ファンドの概要

日本国内の子どもたちに向けてまなび・体験の機会づくりに取り組んでいる地域の非営利団体を対象に、事業実施のための資金助成と、団体の活動において子どもの安心・安全を守るための研修を行います。審査の際には、子どもが保護者の経済状況、障害の有無、言語的障壁などによって参加の可能性を阻まれることなく、平等にまなび・体験の機会を得られることを重視します。

3. 対象となる団体

特定非営利活動法人（NPO 法人、認証・認定）、一般法人（非営利型）、公益法人、社会福祉法人、任意団体などの非営利団体を対象とします。

※法人格未取得でも対象となりますが、申請時点で、過去 1 年以上活動の実績があることを原則とします。

※国、地方自治体、宗教法人、個人、営利目的の株式会社・有限会社、一般法人（営利型）、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は除きます。

4. 対象となる事業

（1）事業の内容

子どもが遊び・活動や、新しいもの・未知のものに触れたり、まなんだりすることで、子どもの権利保障が期待される事業を募集します。ここでの「まなび・体験」は、広い意味で使っており、「学習」の場に限定しません。

その中でも特に、子どもが保護者の経済状況、障害の有無、言語的障壁などによって参加の可能性を阻まれることなく、平等にまなび・体験の機会を得られる企画となっていることを重視します。

<対象事業のイメージ（例）>

- 子どものエンパワメント活動—子どもを主体として、子どもたち自身が企画したイベントなどを実現するための活動や、子どもが自分の権利について知る活動、潜在力を引き出すためのエンパワメントにつながる活動など
- 自然体験活動—自然の中での野外活動、フィールドワークを通じた環境教育、身近な自然の探究活動、生き物の世話や触れ合い体験など
- 交流活動—幅広い年齢層の子どもたちとの交流や学びあい、特色が異なる地域・文化間交流、他者とのかかわりが少ない子どもを対象とした交流、さまざまな価値観や多様性に触れる活動、子ども同士の遊びを支える活動など
- 科学や芸術などに関する活動—科学分野の知識・体験を深める活動、子どもの感性を育む芸術の鑑賞や体験をする活動など
- スポーツ、レクリエーション活動—スポーツや身体を使うレクリエーションを体験する活動など
- 社会活動—子どもたち自身のアイデアや提案を活かして行う社会活動、子どもの観点を活かした防災活動など
- 職場・職業体験活動—子どもたちが職業を体験することを通じて、働く意義や目的を探究する活動、地域の事業所や商店などでの職業体験など
- 夏休みの学習・自由研究サポート活動—自由研究ほか夏休みの宿題をサポートする活動など

※オンラインを利用した活動も歓迎します。その際は、対象者との双方向性があることを条件とします。

※子どもに直接機会を提供する活動を対象としているため、支援者育成や啓発ツール開発・配布のみの活動は対象となりません。

(2) 事業の対象者

子ども（18歳未満）およびその保護者

(3) 参加者募集地域および事業実施地域

日本国内。地域の規模・場所は問いません。

(4) 事業の実施期間

2025年7月1日（火）～10月31日（金）

5. 申請要件

申請は1団体につき1件までとします。また、申請団体は次の要件を満たすことが必要です。

- 団体の所在地が日本国内である
- 申請時点より前に、1年以上の通常事業実施の実績がある（事業開始が2024年3月以前）
- 反社会的勢力に該当せず、また、関わりがない
- ネットワークビジネス、マルチ商法、宗教、保険、同業者による勧誘などを目的としていない
- 特定の政治団体・宗教団体に該当しない
- 次の事項に同意できること
 - ・助成対象となった場合、団体名や事業内容が公表されることを了承する
 - ・助成対象事業に関する広報や報告において、本ファンドによる助成を受けている旨を表示する
 - ・助成開始後、インタビューや写真・動画の提供依頼に協力する（諸事情により、写真撮影などが不可の場合はご相談ください。）
 - ・活動における安全対策を確実に実施する
 - ・子どものセーフガーディング（下記参照）の取り組みに賛同し、実施する
 - ・後日、助成金の活用状況や活動の状況について報告書を提出する。またセーブ・ザ・チルドレンが一般向けに報告を行う際、内容確認や発表などに協力する

【子どものセーフガーディングについての取り組み】

子どものセーフガーディングとは、関係者による虐待や搾取など、子どもの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す組織的取り組みです。疑念が生じた場合の対応と再発防止も含む包括的なものです。セーブ・ザ・チルドレンは、子どもとの適切な関わりと安全な活動空間を保障することは子どもを支援する団体の大切な役割と考えているため、助成先団体に「子どものセーフガーディング」に関する誓約書の提出をお願いし、セーブ・ザ・チルドレンの主催する研修を受講していただきます。

※セーブ・ザ・チルドレンの取り組んでいる「子どものセーフガーディング」について、下記のウェブサイトをご参照ください。

https://www.savechildren.or.jp/about_sc/quality1.html

6. 採択団体数

最大 5 団体を採択予定です。

7. 支援内容

助成先団体に対し、次のことを行います。

(1) 資金助成

助成予定金額：1 件あたり 50 万円～150 万円

- 助成率 100%（自団体負担あるいはそのほかの財源なし）の申請も可能です。
- 本助成金は、対象事業に参加する一般参加者から徴収する参加費や、ほかの補助金・助成金、団体の自己資金との併用を可とします。ただし、ほかの補助金・助成金の側で併用不可となっている場合はご利用いただけませんので、申請団体ご自身で十分ご確認ください。また、ほかの補助金・助成金への申請と重複する内容が本助成金への申請予算内に含まれないよう、十分留意してください。
- 事業分の人件費を含む、実施事業に係る経費が対象となります。計上対象となる経費については、申請書類のうち「収支予算書」に記載している注意事項を参照してください。対象事業の実施のために必要な範囲を超える金額あるいは内容と判断される場合は、減額します。
- 申請事業の実施期間の前後（2025 年 5 月 1 日～2025 年 11 月 30 日）に支払う準備や精算の費用も、計上可とします。
- 申請事業の目的が変わらない限り、事業の内容の変更を認める場合もあります。その際は、本ファンド事務局へなるべく早期にご連絡いただき、変更の希望理由と内容についてご相談ください。
- 天候不順、災害など、やむを得ない事情により事業を予定時期に実施できない場合は、可能な限り振替実施をご検討ください。
- 助成対象事業を実施できなかった場合や、執行金額が助成決定額を下回った場合は、助成金残額を返還していただきます。

(2) 子どものセーフガーディング研修実施

関係者による虐待や搾取など、子どもの権利に反する行為や危険を防止し、子どもにとって安心・安全な活動を進めるための取り組みなどに関する研修を実施します。

8. 審査方法

- 提出書類による審査を経て、助成先を決定します。
- 必要に応じて、本ファンド事務局よりヒアリング（訪問、オンラインミーティング、メール、電話）をさせていただく場合があります。
- 全申請団体にメールで審査結果を通知します。また、採択された団体名、事業名、助成額は、セーブ・ザ・チルドレンのウェブサイトなどで公表します。

9. 審査基準

主に次の観点から審査します。

- 子どもの権利保障の観点からみた、申請事業の意義
- 機会の平等（いかなる状況下にある子どもも平等に、参加の機会があること）
- 子ども参加（子どもが主体となって企画を考え実践する活動や、子どもの意見が聴かれる仕組みがあること。国連子どもの権利条約 12 条参照）
- 計画の適切性（実行性のある具体的な計画が立てられていること）
- 運営の妥当性（予算、支出内容、事業の運営体制が適切であること）
- 子どものセーフゲーディング・安全対策（事故や病気などの防止や対応のみならず、虐待や搾取などから子どもを守る取り組みがなされること）

10. 申請手続

■ 申請期間

2025 年 2 月 28 日（金）～2025 年 4 月 13 日（日） 23:59（申請フォーム送信完了時間）

■ 申請方法

下記の申請書類を準備の上、申請用フォーム（<https://form.run/@manabi-taiken3>）を通じてご提出ください。

※郵送やメールでの書類提出は受け付けません。

- （1）助成申請書 <指定様式>
- （2）収支予算書 <指定様式>
- （3）団体の定款 ※定款がない場合は、定款に相当する団体規約・規程など
- （4）団体の直近年度の財務諸表等（注記などを含む完全なもの）および事業報告書

※直近年度の書類が確定していない場合は、その前年度の書類でも可とします。

11. スケジュール

2025 年 2 月 28 日 ～ 4 月 13 日	申請期間
5 月	審査
6 月上旬 以降	審査結果通知
6 月下旬 以降	助成契約締結、助成金振込 子どものセーフゲーディング研修
7 月 1 日 ～10 月 31 日	助成対象事業 実施期間
活動終了後 60 日以内 かつ 12 月 20 日まで	完了報告書（事業・収支） 提出

12. 留意事項など

■ 個人情報の保護について

セーブ・ザ・チルドレンは、活動を通じて取得した全ての個人情報の重要性を認識し、当法人の「プライバシーポリシー」に基づき、個人情報保護法をはじめとする関係法令および関連ガイドラインを遵守して、個人の権利保護に努めます。申請書類に記載いただいた代表者および申請事業担当者の氏名、役職、連絡先、電子メールアドレスなどにつきましては、厳正に管理し、下記の目的に限り利用し、当法人が責任を持って管理・保管します。申請者の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。保管期限は本ファンドの助成期間終了後 5 年とします。

- (1) 申請内容の審査および審査結果の通知
- (2) 助成決定後の諸手続のための連絡
- (3) 当法人内の管理業務
- (4) 当法人主催事業・イベント、および助成先団体の活動・運営に関連する参考情報の案内
- (5) その他、本ファンドの実施のために必要となる業務

当法人のプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。

https://www.savechildren.or.jp/privacy_policy/

- 助成先団体の組織概要や活動状況などをセーブ・ザ・チルドレンのウェブサイトなどにおいて公開します。本ファンド事務局より、インタビューや、写真・動画の撮影許可または提供をお願いすることがありますので、特別な事情がない限り、ご協力をお願いいたします。
- 助成開始後、本ファンド事務局のスタッフが、活動現場や団体事務所の訪問をさせていただくことがあります。また、事業の進捗確認や、事業終了後に提出いただく報告書の内容および実施結果を確認するための会議などを実施いたします。いずれも、詳しい日程などは助成先団体と相談の上、調整させていただきます。

13. 問い合わせ先

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部 地域 NPO 支援事業

担当者：瀬角（せすみ）・門川（かどかわ）

Email: japan.cn@savethechildren.org

※お問い合わせはメールでお願いいたします。

※ご申請前のお問い合わせ・ご相談を受け付けます。内容を簡単に記載したメールをお送りください。担当者より折り返しご連絡を差し上げます。

以上